十　地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成四年度から平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二四	
十一　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成四年度及び平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三六	
十二　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成四年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三四	
十三　財源対策債償還費	平成六年度から平成二十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五四	
十四　減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	八五	
十五　臨時税収補填債償還費	臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	五三	
十六　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六六	
十七　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度及び平成二十四年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五	

別表第二道府県の項中「一一、九六〇」を「一一、六二〇」に、「一、二九一、〇〇〇」を「一、三〇七、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二二、〇七〇」を「二一、三二〇」に、「二、五八三、〇〇〇」を「二、五八五、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十五年度から」を「平成二十六年度から」に改め、同項の表中「

千億円

」を削る。

附則第五条中「平成十九年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第九条中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「第六号まで」を「第四号まで」に、「一兆千億円」を「一兆四百億円」に、「同項第十号」を「同項第八号」に改め、「、平成二十五年度にあっては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「第二号に掲げる額を加算した額から第三号」を「第一号に掲げる額を加算した額から第二号」に、「第二号に掲げる額を加算した額から第四号」を「第一号に掲げる額を加算した額から第三号」に改め、「、平成三十九年度」の下に「及び平成四十年度」を加え、「第二号に掲げる額を加算した額から第五号」を「第一号に掲げる額を加算した額から第四号」に、「平成四十年度から平成四十二年度までの各年度」を「平成四十一年度及び平成四十二年度」に、「算定した額から第五号」を「算定した額から第四号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百二十九億円
平成三十三年度	二千八十六億円